

## 妙高杉ノ原スキー場駐車場利用規則（車両スポーツ走行）

### 1. 目的

妙高杉ノ原スキー場駐車場利用規則（車両スポーツ走行）（以下「本規則」という。）は、妙高杉ノ原スキー場駐車場（以下「本施設」という。）を利用する際の資格、マナー、基本的な利用方法等についての基準であり、本施設に来場するすべての者の安全確保と、健全なモータースポーツの振興・発展、ならびにその模範となる人材の育成を目的とする。

### 2. 施設利用

#### （1）（個人の品格）

本施設を利用しようとする全ての個人、および団体は、その利用目的や場内外を問わず常にスポーツマンとしての態度を保ち、個人の品格を疑われるような行為は、厳にこれを慎まなければならない。

#### （2）（態度と言動）

本施設は、地元自治会（妙高市・杉野沢地区・杉野沢観光協会）の理解と協力の元に運営されており、利用者の言動等が施設運営の是非にかかわる重大な懸案事項であることを忘れてはならない。

#### （3）（利用者心得）

来場する観覧者を含む全ての利用者は、次の各事項を心得て、承諾しているものとみなす。

①本規則に精通している。

②本規則に無条件に従う。

③本施設に来場する個人、および団体は、理由の如何にかかわらず、本施設で生じた事態について本施設、ならびに管理者に対していかなる責任をも追及しない。

④行事に参加するドライバーはもちろん、同乗者、ピットクルーの他、観覧者を含めた全ての施設利用者は、行事や走行中に各自の自動車運転、その他の全ての行動に責任を持ち、関連して発生した事態について、施設管理者やその雇用者、行事に参加している他の者、または代理人に対して、決していかなる責任をも追及しない。

### 3. 施設の利用規則

#### （1）（利用者）

①本規則を熟知精通し、それに無条件に従う者に本施設の利用を認める。

②杉野沢観光協会施設に宿泊する、学生のサークルおよびクラブ活動での利用者に限る。

#### （2）（利用の中止）

①本施設の利用者に本規則から逸脱する行為が見られる場合は、本施設管理者はその利用を止むを得ず中止することができる。

②反社会的勢力と関係していることが判明した場合。

なお、走行や行事を中止することにより発生する利用料金の返金は行わず、その他いかなる責任や負担を負うものではない。

#### （3）（協力費の支払い）

①地域への協力費として1台300円を別途杉野沢観光協会に支払う。

#### (4) 利用時間

①本施設への入場時間は午前8時から午後5時までとし、開門を7時50分、閉門を午後5時10分とする。

②時間外の開門、閉門は30分を基本に追加料金が発生する。(30分3,000円)

③走行できる時間は、午前9時より12時まで、午後は1時より4時までとする。

#### (5) 利用制限

①本施設の利用資格は、本規則により制限される。

②代表者は1日のタイムテーブルの提出をすること。

③ドリフト走行は利用不可とする。

④ジムカーナ走行(フリー走行)での利用時間は30分単位とする。

走行時間は、インターバルの10分を除いた20分程度とする。

ただし、エントリー台数や運営状況によりインターバルを設けない場合、走行時間を規制(短縮)する場合があります。

④ 下記の車両、および走行形態については利用をお断りいたします。

ア) 保安基準に適合しない違法改造車の入場

イ) 本施設が定める音量基準に反する全ての車両の走行

なお、いかなる場合であってもナンバー付車両の違法改造車の入場、ならびに施設の利用はお断りいたします。

#### 4. 環境美化

(1) 本施設使用後は場内の清掃をし、ゴミ、廃タイヤ、廃バッテリー、廃パーツ類等は決して本施設内に放置せず、必ず持ち帰ること。

また、産業廃棄物の不法投棄は刑法で罰せられる行為であるため、必ず各自の責任において処分すること。

#### 5. 安全行動

(1) 施設内での車両移動は最徐行すること。

(2) 施設内では、不必要なエンジンの空ふかしや長時間のアイドリング、ブレーキテストや急発進等を含めた行為は行わないこと。

(3) 走行中はコース内に徒歩にて入ることを禁止する。

(4) 指定された場所、主催者が認めた場所以外での観覧は禁止する。

#### 6. 利用料金

(1) 本施設の利用料金は、「別紙料金表」による。

(2) お支払いいただいた利用料金は、下記の事由による返金や一部返金は一切しない。

①お客様の都合による走行中止の場合。(車両の故障を含む。)

②施設利用規則・走行規則が守られていない場合の中止・中断。

③走行マナーが著しく守られていない場合の中止・中断。

④その他、本規則によるコース規制や制限の場合。

## 7. その他

- (1) 貴重品の管理は各自の責任において管理すること。  
貴重品の他、持ち込み機材やタイヤ、工具や部品の管理も十分に注意を払う。  
万が一紛失や盗難、トラブルなどが発生した場合でも、本施設としては責任を負いかねる。  
特に、現金やカード類は肌身離さず持ち歩くなど、自己防衛措置をすること。
- (2) 本施設への行き帰りでは、沿道住民の迷惑となるような暴走運転や行動等を避け、安全運転を心がけること。
- (3) ゴミを施設外に持ち出す場合は、近隣沿道にある公共のゴミステーションやコンビニ等の店舗のゴミ箱には絶対に持ち入れないこと。
- (4) 本施設は、地元住民の多大なるご協力の元に成り立っているため、利用者の言動による苦情等が無いよう、本規則の徹底遵守すること。

## 8. 損害と責任

- (1) (身体の自己管理責任)  
施設利用に際して起こった死傷は、いかなる場合であっても、その原因の如何を問わず、当事者自らが責任を負うものとする。
- (2) (車両の事故管理責任)  
車両（コース走行の有無にかかわらず、本施設に入場した全ての車両）はもちろん、その付属品、および安全装備等が破損した場合は、その原因の如何を問わず責任は自己が負わなければならない。
- (3) (施設の損害賠償責任)  
コース、および本施設の付帯施設、器具機材等を破損し損害を生じた場合、その原因の如何を問わず当事者本人がその責任を負わなければならない。
- (4) (損失の補填・軽減)
  - ①身体的損害  
スポーツ走行での車両事故に対して、通常の自賠責保険や任意保険の適用が、その付帯条件等によって受けられない場合が多くあるため、事前に保険会社を通じ契約内容を確認しておくこと。
  - ②物質的損害  
当施設内の設備・備品（機材）等を損壊させた場合、その原因の如何を問わず他の利用者の安全確保を第一に考え、当事者本人がその責任において破損した設備等を早期に現状復旧（現実的には、補修・修理費用の負担）することとする。
- (5) 総合保障  
本施設では、保険制度や共済制度への加入を義務付けていないが、各主催者の責任において「総合保障プラン」など、補償が得られる保険の付保をお願いする。

## 9. 走行に関する注意事項

- (1) 本施設走行不可能車両
  - ①車検基準に適合しない違法改造車（ナンバー無しを含む）
  - ②本施設が定める音量基準に反する全ての車両
- (2) スポーツ走行に適した服装
  - ①ドライバー、ライダー、ならびに同乗者の服装（装備）は、スポーツ走行に適した装備の装着をすること。
  - ②ヘルメットは国際基準、もしくは国内基準に適合したクラッシュヘルメットの着用を義務付ける。  
また、S I S、J I S等の規定合格品は、自己責任等の条件付で使用可とする。
  - ③防火災被服は不燃性の長袖・長ズボン（長袖のツナギ）の着用する。  
なお、国際基準に合格したオーバーオール等（レーシングスーツ）を推奨する。
  - ④グローブはレーシンググローブの着用を推奨する。
  - ⑤シューズはレーシングシューズ、レーシングブーツを推奨する。  
靴底の薄い運動靴で可としますが、かかとの高い靴、サンダルや素足は不可とする。  
スポーツ走行でのルールとマナーは、自分自身は元より、他のドライバーの命に関わる最重要事項なので必ず守ること。
- (3) 走行準備
  - ①灯火類はテーピング施すこと。
  - ②車内、トランクルーム内の不要物を整理すること。
  - ③ホイールナットの締付と空気圧を確認すること。
  - ④ブレーキパットの残量を確認すること。
- (4) 走行前
  - ①体調の管理には細心の注意を払うこと。
  - ②ドライバー（同乗者）、ライダーの服装をチェックすること。
  - ③4輪車はシートベルトの確実な装着を確認すること。
- (5) 走行中  
4輪車の運転席側の窓は全閉にすること。（同乗者のいる場合は助手席も全閉とする）
- (6) 禁止行為
  - ①他の車両の走行を妨害する危険な行為。
  - ②スポーツ走行中にコース内へ徒歩で進入する行為。
  - ③サーキットが定める音量基準値を超える音量での走行。
- (7) スポーツ走行に必要な車両装備
  - ①3点式以上のシートベルトの装着（4点式以上の装備を強く推奨する）
  - ②使用タイヤはラジアルおよびSタイヤのみ（スリックタイヤでの走行は禁止とする。）
  - ③マフラーはノーマル仕様が原則（車検対応型への変更は可能です。）
  - ④前後の牽引フックの装着
  - ⑤バッテリー+端子の絶縁

⑥オープンタイプ車両の場合には、4点式以上の強度が確保されるロールバーの装着を強く推奨する。

※オープンタイプで4点式以上の強度が確保されるロールバーを装着していない車両については、ハードトップもしくは幌を完全に閉めた状態で走行可能とする。

(8) 走行騒音について

走行時の騒音上限は、70dbとする。測定した結果、70dbを超えた場合は注意勧告し改善しない場合は走行中止の措置をとる。(妙高市騒音基準(杉野沢地区)住居60db以下)

上限の範囲内であっても騒音による苦情が発生した場合は直ちに走行を中止し、原因を調べる。

(9) その他

①貴重品や荷物の管理には十二分に注意すること。

②場内での不要な空吹かしは禁止する。

③移動は最徐行すること。

※上記の他、施設利用規則を守れない方や地元や他の利用者に迷惑となる行為、施設管理者の指示に従わない場合は、当施設から退場していただき、以後の入場をお断りする。

以上